

パーソナルコーディネーター®
インストラクター

基本契約書

(乙)

様

パーソナルコーディネーター®インストラクター基本契約書

2019年4月改定版

一般社団法人日本パーソナルコーディネーター協会（以下「甲」という） _____
（以下「乙」という）とは、次のとおり本契約を締結する。

（適用範囲）

第1条 本契約は、甲が主宰するパーソナルコーディネーター®インストラクター資格に関する事業（以下「本事業」という）における甲と乙との間の契約関係に適用する。なお、本契約に定めのない条項については、別途の契約において定めるものとする。

（個別契約との関係）

第2条 甲と乙とが本契約とは別の書面により、本契約の条項と競合する内容の条項を定めたときは、その別の書面の約定が優先する。

（本資格の付与）

第3条 乙が次に掲げる全ての要件を満たした場合、甲は乙に対しパーソナルコーディネーター®インストラクター資格（以下「本資格」という）を付与する。

- （1）甲が主宰するパーソナルコーディネーター®インストラクター養成講座（以下「本講座」という）を受講し修了すること。なお、本講座の受講をするための条件、開催の要項、講座の内容、修了の要件等については、甲が別に定める規程によるものとする。
- （2）甲が別に規定する本資格の登録料及び年会費を、甲の指定する銀行口座（甲又は第三者の名義を問わない。）に振込む方法もしくはクレジットカード決済で支払うこと。
- 2 本資格の付与の効力は、乙が前項の全ての要件を満たし、甲と乙とが本契約を締結し、甲が乙に対して本資格の認定証を引渡したときに生じる。
- 3 本契約が終了した場合、乙が受けた本資格の付与の効力は喪失するものとする。

（有効期間と更新）

第4条 本契約の有効期間は、乙が前条第2項によりその資格の付与を受けた日の翌日から起算して1年間とし、更新をすることが出来る。更新後の有効期間は更新のときから1年間とし、その後もまた同様とする。

- 2 乙が、次に規定する全ての要件を満たした場合、本契約は更新されたものとし、

以上、本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名捺印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 103-0014 京都中央区日本橋蠣殻町1-35-1 セイラン水天宮前 902
一般社団法人日本パーソナルコーディネーター協会
理事長 井上史珠佳 ㊟

(乙) (住所)

(氏名) _____ ㊟